

高知市農業施策等に関する

意見書

平成 29 年 10 月 26 日

高知市農業委員会

平成 29 年 10 月 26 日

高知市長
岡 崎 誠 也 様

高知市農業委員会
会長 大 野 哲

平成 30 年度における高知市農業施策等に関する意見書

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

わが国の農業は、都市部や農村部に関係なく、高齢化と担い手不足によって農地の維持が困難になってきています。2016 年度の食料自給率(カロリーベース)は、前年度から 1 ポイント下落し、38 パーセントとなりました。

国は、平成 28 年 11 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、「農業競争力強化プログラム」によって農業の成長産業化、競争力の強化に向けた改革を進めていますが、日本の農業を支えてきた家族労働が衰退するなかで、新たな労働力の確保や経営継承が急務となっています。労働力や農地の減少を食い止めなければ自給力はもとより、日本の農業の衰退は加速するばかりです。

本市の農業を取り巻く状況も、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、基盤整備の遅れなどもあり、農業生産力の低下が見られます。

農業は地域を支える重要な産業であるだけでなく、生産活動を通じて自然環境の保全につながり、農地は都市部における防災機能などの多面的な機能の維持にも役立っています。今後、農業・農地を守り、将来性

のある産業として育てていくためにも、農業者自身の努力はもとより、行政による支援施策のさらなる充実・強化が必要です。

農業委員会としましては、農業委員、農地利用最適化推進委員による新しい体制のもとで、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止などに取り組むとともに、切実な農業者の声を関係機関につなぐことにより、地域農業の発展に努めていかなければなりません。

農業・農地が、市民の暮らしの中で重要な役割を担っていることを改めてご認識いただき、本市農業を持続性・発展性のある産業として次世代に引き継ぐためにも、実効性のある施策実施及び必要な予算確保、また上部機関等への働きかけを行っていただきますよう、施策改善等に向けて、次のとおり意見書を提出します。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

1) 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望

- (1) 集落・地域レベルでの話し合いを通じて作成された「人・農地プラン」は、実施要綱に基づいて毎年見直しが行われているが、農業者等が地域の課題や将来について具体的な意見を出して話し合うまでには至っていない。今後、農地利用最適化推進委員も話し合いに加わるなかで、関係機関や地域の農業者等への周知を行い、より一層の農業者等の参加と話し合いができる環境づくりに取り組むこと。
- (2) 平成 29 年に改正土地改良法が成立し、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業（畦畔除去、暗渠排水等）の実施が可能となり、平成 30 年より実施の方向と聞く。基盤整備を行い、営農条件のよい農地を担い手等へ貸し付けることは農地の集積・集約につながるため、農地中間管理事業の推進に積極的に協力すること。
- (3) 優良農地を確保・維持し、農地利用の最適化を推進するために基盤整備事業は必要不可欠であるが、これまでは防災面での取組が中心であり、農業分野における整備は未だに不十分であることから、農業者の負担を軽減するためにも、土地改良事業等補助金の交付要件を緩和し実施事業ごとに補助率を見直し（軽減）すること。
- (4) 地域における基盤整備を推進するため、多面的機能支払交付金制度についてより一層の周知を行い、活動組織の設立と維持のために農業者に対するサポート体制を整備すること。

2) 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望

- (1) 第3次高知市鳥獣被害防止計画の検証と総括を行ったうえで、第4次計画（H30～H32）を策定し、集落での勉強会の実施、猟友会と連携した新規狩猟者の確保、各地域振興課への専門狩猟者の設置等、実効性のある被害防止対策を行うこと。
- (2) 集落ぐるみで防止柵の設置が行えない農業者を対象とした高知市鳥獣被害防止柵設置支援事業について、予算を増額し希望者全員が補助を受けられるよう措置すること。
- (3) 見回りなど設置者の負担軽減や捕獲の効率化を図るため、センサー付きのくくり罠やイノシシ檻などの先進技術を用いた捕獲機材を、必要とする地区が導入できるよう予算措置を行うこと。
- (4) 所有者が適切な維持管理を行うことで竹林被害を防止するための予算措置を行うとともに、産学官の連携による竹の資源としての有効活用に取り組むこと。
- (5) 農地利用状況調査を効率的に実施し、詳細な農地情報を把握することで耕作放棄地対策と農地の有効利用を促進するために、農業委員・農地利用最適化推進委員の資質を高めるための研修や、タブレット端末の活用等による意欲的な農業委員会活動が行えるよう、十分な活動予算を確保すること。

3) 新規参入の促進に関する要望

- (1) 新規就農者の参入と定着を促進するために、使われていない農機具、空き家、空きハウス等の維持管理と情報提供を行い、ヒトとモノとのマッチングを円滑かつ効率的に行う農業関係団体を横断した仕組みを構築すること。
- (2) 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）の経営開始型において、親元就農の場合は親から独立した部門経営を行うこと、農家子弟の場合は新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること等の交付要件があるため、農業者の家族という一番の後継者を確保するために、交付要件に該当しない場合に補完できる市単独の補助制度を創設すること。
- (3) 認定農業者には国による支援措置が設けられているが、融資を受けた場合の金利負担軽減など限られた条件のもとでの支援が中心であり、制度のメリットを感じている農業者が少ないため、農業委員の過半数が認定農業者である必要性からも、本市独自の広く認定農業者が活用できる支援策を創設し、認定農業者の増加を目指すこと。
- (4) 中山間地域の農業を維持し、新たな担い手を育成していくためにも、ユズ、四方竹、イタドリなど中山間地域に適した農産物の栽培支援と、収穫後の販路開拓や加工品開発に取り組むこと。
- (5) 中山間地域を始め、高齢化や担い手不足などにより地域農業の継続が危ぶまれるなかで、集落営農の必要性は感じているものの取組には躊躇している農業者が多いため、集落営農を推進している高知農業改良普及所と連携し、集落営農組織の立ち上げと維持のために支援措置をとること。

2 高知市の農業発展に関する要望

- (1) 平成 28 年 5 月に閣議決定された都市農業振興基本計画に基づき、「第 12 次農業基本計画」に今後の都市農業のあり方を明記し、「開発すべきもの」から「保全すべきもの」とされた市街化区域内農地の減少を防ぐために、所有者の負担軽減の観点からも生産緑地制度を導入すること。
- (2) 南海トラフ地震による津波対策として、農業用燃油タンクから流出した重油による 2 次災害の危険性を農業関係者等に周知するとともに、個人負担の軽減等を検討したうえで、農業用タンク津波対策事業の活用を推進すること。
- (3) 地籍調査の推進とともに、今までに実施した土地改良事業等の測量データを整理し、津波浸水被害からの農地等の復旧に速やかに活用できる環境を整備すること。
- (4) コスト削減による所得の向上だけでなく、農作業に係る労力の軽減を図り、農業従事者の減少や高齢化に対応するため、IT 技術の導入や機械化を普及推進する施策を実施すること。
- (5) 農業用水の塩水化や水質悪化は農業生産活動に大きな影響を及ぼすため、東部地域を始め市内で塩水化が生じたときに即時対応ができるよう、十分な予算確保と体制整備を行うこと。
- (6) 高知市の学校給食では高知県産コシヒカリが使用されているが、時期ごと、地域ごとに多様な品種が適地適作で栽培されているため、生産者や関係機関と協議し必要量を確保できる供給体制を整備したうえで、全量高知市産米を使用すること。また、生産者の所得安定を図るため、価格面で課題が生じた場合に対応できるよう、市単独の支援事業を創設すること。
- (7) 生産者の所得向上につなげるため、学校給食においてコメ以外の農産物についても広く高知市産を使用できるよう、高知市産食材の流通拡大のための仕組づくりを行うこと。
- (8) 更なる販路拡大につなげるため、高齢者施設など学校以外で行われている給食サービスにおいても高知市産品を活用するよう、生産者等とも連携し各種施設や給食納入業者に働きかけを行うこと。

3 国・県への要望

- (1) 国が「食料・農業・農村基本計画」のなかで示している「食料自給力（農林水産業が有する食料の潜在生産能力）」向上のために、優良農地や農業用水等の農業資源や農業就業者の確保，農業技術の開発・普及等を着実にを行うこと。
- (2) 農業者年金は農家世帯の将来における生活安定のための制度であることから，農業経営のパートナーとして重要な役割を担っている後継者の配偶者についても，保険料補助の対象となるよう引き続き強く要望すること。
- (3) 農村女性リーダーや青年農業士を始めとする，高知県内の農業発展のために活動している農業者や農業関係団体を支援し，新規就農者や両親・祖父母のもとで就農する後継者の育成と技術支援のための充実した施策に取り組むよう要望すること。
- (4) 春野地域の新川川（長浜川）の護岸整備の早期完成と，県管理河川である芳原川及び新川川支流の北山川の下汲地橋から遅能の底井流までの浚渫工事計画については，高知県と協議のうえ，完成年度を定めて早期実現を目指し取り組むこと。
- (5) 春野地域の遅能の底井流については，冠水被害対策として豪雨時において県道下をくぐる南北の水量を考慮したうえで改修工事を実施すること。